

役務契約書（案）

- | | | | | |
|---|---------|--|---|---------------------------|
| 1 | 物 件 名 | 林道除草単価契約（田山・小鳥谷地区林道維持修繕） | | |
| 2 | 作 業 場 所 | 田山・小鳥谷森林事務所管内の林道 | | |
| 3 | 履行期間 | 自：令和 年 月 日から
至：令和7年9月30日まで | | |
| 4 | 契約予定金額 | 金 | 円 | |
| | | （うち消費税及び地方消費税の額 | | 金 円） |
| 5 | 契約保証金 | 免除 | | |
| 6 | 特約事項 | 別紙1のとおり | | |

上記の役務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年5月20日に交付した役務契約約款によって公正な役務契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 岩手県八幡平市荒屋新町 4 1－8
分任支出負担行為担当官
岩手北部森林管理署長 庄司 卓矢

受注者

別紙 1

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、役務契約約款第 11 条により対応する。

仕様書

(林道除草)

1. 約款第 4 条の契約の保証については、免除とする。
2. 約款第 8 条受注者の担当者については、この契約履行に必要な現場代理人を選任のうえ、運転着手前に発注者に通知するものとする。ただし、現場代理人と運転者は、これを兼ねることができる。
 - 2 現場代理人及び運転者は、運転現場において発注者の指示にしたがい、運転に必要な一切の事項を処理しなければならない。
3. 作業延長の確認については、発注者は、受注者の作業の内容について、距離を単位として、作業開始及び終了の距離、その他必要な事項を確認するものとする。
 - 2 発注者の認めない作業場所、発注者の責に帰さない事由による作業休止時間及び休憩時間は、作業に算入しないものとする。
4. 約款第 17 条の検査及び引渡しについては、発注者は、作業実績に基づいて、3 の規定により確認された作業延長数に、契約書記載の契約単価を乗じて得た金額について、受注者の適法な支払請求書を発注者が受理した日から 30 日(以下「約定期間」という。)以内に支払わなければならない。
 - 2 前項の支払いの対象となる作業延長はm又はk mを単位とし、m以下は四捨五入するものとする。ただし、k mは少数第 1 位(100m)までを採用し、小数第 2 位(10m)は四捨五入するものとする。

契約内訳

機 種 、 工 種	規格	予定時間等 (時間、回、延長)	契約単価	予定金額	備考
軽トラ搭載型除草機		93 km			
除草(機械刈)		2,500 m			
作業外移動運転	軽トラック	208.3 km			
作業外移動運転	ライトバン	48.4 km			
計					
消費税(10%)					
合計					